明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	電気用計器	９０２８・３０		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	部分品及び附属品	９０２８・９０		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
９０・二九	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ			
	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	９０２９・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	速度計、回転速度計及びストロボスコープ	９０２９・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	部分品及び附属品	９０２９・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
９０・三〇	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器			
	電離放射線の測定用又は検出用の機器	９０３０・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	オシロスコープ及びオシログラフ	９０３０・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	マルチメーター（記録装置を有しないもの）	９０３０・三一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器			
	マルチメーター（記録装置を有するもの）	９０３０・三二		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他のもの（記録装置を有しないもの）	９０３０・三三		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他のもの（記録装置を有するもの）	９０３０・三九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）	９０３０・四〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他の機器			
	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	９０３０・八二		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）	９０３０・八四		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他のもの	９０３０・八九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
９０・三一	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機			
	部分品及び附属品	９０３０・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	釣合試験機	９０３１・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	テストベンチ	９０３１・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他の光学式機器			
	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器	９０３１・四一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他の機器	９０３１・八〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他のもの	９０３１・四九		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	自動調整機器	９０３２・三二		
	部分品及び附属品	９０３１・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	サーモスタット	９０３２・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	マノスタット	９０３２・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他の機器			
	液体式又は気体式のもの	９０３２・八一		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他のもの	９０３２・八九		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	部分品及び附属品	９０３２・九〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
９０・三三	この類の機器の部分品及び附属品（この類の他の項に該当するものを除く。）	９０３３・〇〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九一	第九一類　時計及びその部分品			
	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	９１・〇一		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）	９１・〇二		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	９１・〇三		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	９１・〇四	９１〇四・〇〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	その他の時計（携帯用時計を除く。）	９１・〇五		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	９１・〇六		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	９１・〇七	９１〇七・〇〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	９１・〇八		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	９１・〇九		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを二部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	９１・一〇		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	携帯用時計のケース及びその部分品	９１・一一		
	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	９１一一・一〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	９１一一・二〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	その他のケース	９１一一・八〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	部分品	９１一一・九〇		ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	９１・一二		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	９１・一三		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	その他の時計の部分品	９１・一四		ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
九二	第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品			ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇